

事故防止の為の指針

社会福祉法人 翔洋会

特別養護老人ホーム 富山荘

1. 介護事故防止に関する基本方針

- 1、富山荘では、利用者の安心・安全を確保することを最大の目標として介護事故防止に取り組む。
- 2、より良いサービスを提供することにより、サービスの提供時における介護事故の発生を防ぐ。
- 3、職員に入所者等の人権を尊重する意識の徹底及び介護技術等の資質向上を図り、施設の事故防止に関する体制の整備を行う。
- 4、介護事故防止のための報告・改善は施設全体で情報を共有し、再発防止に努めるものであり、職員の懲罰を目的にするものではない。

2. 介護事故防止のための組織について

- 1、富山荘内に「事故検討委員会」を設置する。
 - 1、月1回程度開催する。
 - 2、施設内の日常的ケアを見直し、未然に事故防止に努める。
 - 3、施設内の発生した介護事故の状況について検討し、事故の再発に努める。
 - 4、施設内の事故事例を基に、集計し分析を実施する。
 - 5、施設内各事業所全体に関わる事故防止に関する情報の共有に努める。
 - 6、事故発生時、迅速な報告・誠実な対応を行う為のマニュアルを作成し、対応の共通化を図る。

事故検討委員会メンバー（別紙参照）

3. 介護事故防止のための職員研修について

- 1、事故発生防止のための基礎的内容等の適切な知識を普及し啓発するため、施設内において年2回程度職員研修を実施する。
- 2、職員研修では特に指針及びマニュアルに基づいた、安全管理の徹底を行う。
- 3、研修の実施内容については記録を保存する。

4. 事故報告書の作成について

- 1、介護事故の報告方法について以下のとおり定める。
- 2、発生した事故だけでなく、事故には至らないがその可能性のあった事例については「ヒヤリハット」報告書に記載し、それを分析することにより事故予防に関する方策について検討する。

5. その他介護事故等の発生の防止の推進策について

- 1、業務改善の提案等、職員の問題意識、工夫をくみ上げる仕組みを構築するとともに職員自らの創意工夫によりサービスの質を改善していくという意識を高揚させる。
- 2、入所者及びその家族等の意見を積極的に取り入れる。
 - 1、苦情・相談体制を活用し、利用者の声をサービスの改善に活かす。
 - 2、日常的に入所者及びその家族とのコミュニケーションに努める。

6. 入所者等に対する指針の閲覧について

- 1、当該指針については、見やすい位置に掲示する等して、入所者及び家族等の開示し、その内容について正しく理解して頂く。
- 2、各入所者等の固有の要因における事故発生の可能性に関する説明と同意などを含め、入所者等及びその家族等との信頼関係の構築に日頃から努める。